

よくあるお問い合わせ（Q&A）

《 1 早期支給の対象について 》

1. 早期支給の対象となる店舗を教えてください。

○以下のアまたはイを満たすとともに、申請方法は売上高方式を選択する店舗で、かつ、対象外店舗にあたらないことが要件となります。

ア 福島県内（いわき市を除く）に所在し、通常、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた以下の店舗

- ・ 接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に該当する店舗）
- ・ 酒類を提供する飲食店

イ いわき市内で、通常午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた店舗

※対象外店舗

以下の①～⑩の店舗は交付対象外となります。

- ① 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ④ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ⑤ ネットカフェ・漫画喫茶
- ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
- ⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ⑧ 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- ⑨ 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- ⑩ 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

2. 対象店舗がどのような要件を満たせば交付されるのか。

○次の要件を全て満たす場合に早期支給分が交付されます。

【いわき市に所在する店舗】

- (1) いわき市内に対象店舗を有すること。
- (2) 対象店舗において、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和3年8月8日（日）午後8時から令和3年9月1日（水）午前5時までの期間、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮すること。※1 ※2 ※3
- (3) 終日、カラオケ設備の利用及び酒類提供を自粛すること。
- (4) 対象店舗にかかる食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証（飲食店にかかる許可に限る。）に記載されている事業者であること。
- (5) 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること。
- (6) 令和3年8月5日（時短営業要請日）より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年9月1日以降であること。
- (7) 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。
- (8) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。
- (9) 時短要請の期間（令和3年8月8日から8月31日まで）のうち、時短要請に協力した日数が14日以上となることが見込まれる店舗であること。
- (10) 協力金の算定に当たって、売上高方式により申請する店舗であること。
- (11) これまで福島県からの要請に対して継続して協力し、要請違反の事実がないこと。

【いわき市以外の地域に所在する店舗】

- (1) 福島県内（いわき市を除く）に対象店舗を有すること。
- (2) 対象店舗において、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和3年8月8日（日）午後8時から令和3年9月1日（水）午前5時までの期間、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供を午後7時までとすること。※1 ※2 ※3
- (3) 対象店舗にかかる食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証（飲食店にかかる許可に限る。）に記載されている事業者であること。

と。

- (4) 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること。
- (5) 令和3年8月5日（時短営業要請日）より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年9月1日以降であること。
- (6) 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。
- (7) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。
- (8) 時短要請の期間（令和3年8月8日から8月31日まで）のうち、時短要請に協力した日数が14日以上となることが見込まれる店舗であること。
- (9) 協力金の算定に当たって、売上高方式により申請する店舗であること。
- (10) これまで福島県からの要請に対して継続して協力し、要請違反の事実がないこと。

- ※1 時短営業には、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和3年8月8日（日）午後8時から令和3年9月1日（水）午前5時までの期間、休業している場合を含みます。
- ※2 通常、午後8時までの営業であった店舗は交付対象外となります。
- ※3 時短営業を開始した日から令和3年9月1日（水）午前5時まで連続して時短営業することが必要です。（いわき市内の店舗は8月8日（日）午後8時から9月1日（水）午前5時までのすべての期間において、時短営業していただく必要があります。）

3. 早期支給を受けようとする場合は、9月1日以降に申請受付が予定されている福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（いわき市における時短要請協力金・その他の地域における時短要請協力金）の本申請を行わなければならないか。

- 早期支給を受給する場合には、本申請を行うことが必須となります。
- 本申請をしていただけない場合は、早期支給分は県に返還していただきます。

4. 本申請において、売上高減少方式で申請しようと考えているが、早期支給を受けられるか。

- 早期支給については、本申請において売上高方式で申請する場合にのみ支給が可能です。
- したがって、大企業及び本申請において売上高減少方式を選択する中小企業が経営する店舗については、早期支給の対象外となります。

5. 通常の営業時間が午後8時までの店舗で酒類の提供を自粛した場合、早期支給の対象となるか。

- 今回の早期支給は、問1-1に該当する店舗が対象になります。
- したがって、通常の営業時間が午後8時までの店舗については早期支給の対象となりません。また本申請においても通常の営業時間が午後8時までの店舗の場合は協力金の対象外となります。

《2 支給額について》

1. 支給額はいくらか。

- 以下のとおりとなります。
 - ・ いわき市に所在する店舗
⇒一律42万円/店舗（3万円×14日分）
 - ・ いわき市以外の地域に所在する店舗
⇒一律35万円/店舗（2.5万円×14日分）

2. 福島市、郡山市、いわき市において先行していた時短要請期間分（8月7日までの実施分）については早期支給の対象とはならないのか。

- 今回の早期支給は8月8日（日）以降の「福島県まん延防止等重点措置等」の対象期間である8月8日（日）～8月31日（火）分のうち14日分を対象としております。
- 8月7日までの実施分に対する協力金については、9月1日以降の本申請において別途受付の上、支給いたします。

3. 本申請において売上高方式で申請予定であるが、売上額が多いため、協力金の1日あたりの交付単価が5万円となる見込みである。今回の早期支給では1日あたりの交付単価はいわき市の店舗は3万円、いわき市以外の店舗は2.5万円となっているが、その差額はどのようなよう交付されるのか。

- 本申請において交付単価を精査した上で、今回の早期支給分を控除した差額を支給します。

《3 申請手続きについて》

1. 電子申請はできるか。

- 早期支給の観点から、今回は郵送申請のみ受け付けます。電子申請はできませんのであらかじめご了承ください。

2. 申請に当たっての添付書類はどのようなものが必要か。

- 令和3年5月3日以降に福島県で実施した新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受給している店舗と受給していない店舗で添付書類が異なります。
- 詳しくは【交付要件・提出書類チェックリスト】で確認してください。

3. 早期支給の受付期間である8月25日を過ぎてしまった場合、早期支給の申請を受け付けてもらえるか。

- 8月25日の提出期限を超過してしまった場合は、早期支給を行うことができませんので、9月1日以降の本申請で申請を行ってください。

《 4 その他 》

1. 早期支給の対象者、交付要件に該当する場合は、必ず早期支給分の申請を行わなければならないのか。

- 早期支給は必ず申請しなければならないものではありません。早期支給を希望しない場合は、本申請で申請してください。

2. 早期支給で不交付となった場合は、本申請でも不交付となるのか。

- 今回の受付では、なるべく早期に協力金を交付するため、申請書類を簡素化しております。そのため、書類不備等により申請内容で交付の判断ができない場合などは不交付とさせていただきます。
- 早期支給で不交付となった場合でも、本申請では交付対象となる場合がありますので、詳しくはコールセンターにお問い合わせください。